# 広域連合電算処理システム

# 資格データ連携の運用について

第 1.0 版

平成20年2月22日

- 1 資格データ連携処理フロー
- 2 資格データ連携出力情報一覧
- 3 日次異動連携に伴う作業概要について
- 4 日次異動連携におけるデータ締め日と市町村作業について
- 5 個人異動情報連携時の各種確認リストについて
  - 5.1 確認リストの概要について
  - 5.2 各種リストの確認方法
- 6 広域端末での画面操作について
- 7 資格運用(日次異動連携)の注意事項
  - 7.1 FAQ参考情報
  - 7.2 その他注意事項
- 8 参考資料
  - 参考1. 広域内異動に伴う被保険者情報の引継ぎ手順
  - 参考2. 広域内異動における各業務システムの関連(参考)

ค

- 参考3. 住基異動に伴う処理方法の補足
- 参考4. 住民異動反映後の処理

後期高齢者医療制度における被保険者の資格情報は、日次や月次で各市町村 から送付頂く住民異動データにもとづいて管理していくこととなります。 本ドキュメントは、住民異動データの受渡しから被保険者情報の反映まで(管理 資格データ連携)の運用について記載します。 今後変更になる場合や補足情報については、随時ご案内することとします。 資格業務に関しては、「後期高齢者医療制度実務マニュアル(資格編)」を併せ

# <u>1. 資格データ連携処理フロー ~IFデータから被保険者証作成まで~</u>

日次、月次の異動データ送付から被保険者情報への反映、被保険者証の作成までの処理フローについて以下に示します。



# 2. 資格データ連携出力情報一覧

資格データ連携各種処理において、市町村に出力される出力情報を以下に示します。

凡例 ファイル名のLLLLLLは地方公共団体コード、YYYYMMDDhhmmssは出力年月日時分秒を示します。

項番	処理名称	種別	出力情報	帳票ID	ファイル名	内容		
1			住民異動ファイルエラーリスト(住基) *1	KA02R001	JKA02D00106001_KA02R001_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	*1 住民異動ファイルエラーリスト 住民基本台帳情報のレコード内容にエラーがあります。 - の根令・オペアの住民基本台帳情報の取り込みが行われません。		
2	個人情報台帳	口次	住民異動ファイル確認リスト(住基) *2	KA02R002	JKA02D00106001_KA02R002_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	次に示す手順で対処をしてください。 (1)エラー内容を確認して、住民基本台帳情報の修正を行ってください。		
3	(住基)		適用除外者異動一覧 *3	KA03R002	JKA03D00108001_KA03R002_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	(2)住民基本台帳情報のファイルを修止して再送信してください。 *2 住民塁動ファイル確認リスト		
4			異動確認リスト *4	KA03R003	JKA03D00108002_KA03R003_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	住民基本台帳情報に確認が必要な内容があります。 必要に応じ、住民基本台帳情報をオンライン処理の「住基修正」画面で修正してください。		
5			住民異動ファイルエラーリスト(外国人)	KA02R001	JKA02D00107001_KA02R001_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	*3 適用除外者異動一覧 適用除外者の異動情報が確認できます。		
6	個人情報台帳	口勿	住民異動ファイル確認リスト(外国人)	KA02R002	JKA02D00107001_KA02R002_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	*4 異動確認リスト 異動情報に確認が必要な内容があります。		
7	(外国人)		適用除外者異動一覧	KA03R002	JKA03D00108001_KA03R002_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	異動確認リストの内容を確認し、そのまま被保険者台帳に登録してはいけない資格異動者 の異動情報があるときは、その異動情報で被保険者台帳が更新されないように、オンライン 加理の「資格異動者一覧」画面で異動情報の発録を保留」 てください		
8			異動確認リスト	KA03R003	JKA03D00108002_KA03R003_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	2015年1月1日、1月1日、1月1日、1月1日、1月1日、1月1日、1月1日、1月1日		
9			住民異動ファイルエラーリスト(住登外)	KA02R001	JKA02D00108001_KA02R001_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	この場合も、保留者の状況に応じて対処をしてください。 ・異動者の異動事由が帰化の場合 ・異動者が広域内異動者の場合		
10	個人情報台帳	口力	住民異動ファイル確認リスト(住登外)	KA02R002	JKA02D00108001_KA02R002_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	・沖縄県では住登外の入力はオンラインを前提としているため、リストは出力されることはあ		
11	(住登外)		適用除外者異動一覧	KA03R002	JKA03D00108001_KA03R002_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	りません。		
12			異動確認リスト	KA03R003	JKA03D00108002_KA03R003_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf			
13	75歳年齡到達	月次	後期高齡者医療75歳到達者一覧	KA10R004	JKA10M00101001_KA10R004_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	指定した期間内で抽出された75歳年齢到達者の情報が確認できます。		
14	4 		被保険者台帳更新エラーリスト	KA03R001	JKA10D00109001_KA03R001_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	個人異動情報データベースから抽出したデータにエラーがあります。次に示す手順で対処を してください。 1.エラー内容を確認して、個人異動情報(住民基本台帳情報、外国人登録情報、住登外登 録情報)の修正を行ってください。 2.市区町村で個人異動情報を修正して再送信してください。 なお、オンライン処理の「被保険者修正」画面からも修正できます。		
15			被保険者世帯確認ファイル –		JKA10D0010900_KA10F014N_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.csv	被保険者情報等更新で出力されるファイルです。このファイルは、賦課業務の確定賦課や暫 定賦課で保険料を計算する前に、後期高齢者世帯構成員が正しいかどうかを市区町村が確 認するために使用します。 例えば、被保険者の資格が喪失されて、世帯の構成員が被保険者以外だけになった場合、 その世帯の構成員が変更されても、異動情報が市区町村から広域連合に提供されないこと があります。このような場合に、その世帯の構成員が年齢到達などで被保険者になると、標 準システム内の世帯情報と実際の世帯構成員が不一致になるため、市区町村が構成員の 確認をする必要があります。		
16	広域内異動者 一覧作成	日次	広域内異動者一覧	KA17R001	JKA17D00112001_KA17R001_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	広域内異動者の情報が確認できます。 後期高齢者医療広域内異動者一覧を参照して、オンライン処理の「広域市区町村間転入異 動者一覧」画面などで広域内異動者を登録してください。 		
17	次故其却故人		資格突合確認対象者一覧(住基)	KA18R001	JKA18M00113001_KA18R001_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	住民基本台帳情報、外国人登録情報、および住登外登録情報と被保険者情報に不整合が あります。不整合のあるデータ内容を資格空合確認対象者一覧で確認」、該当すろ被保険		
18	頁俗 <b>惰報</b> 整合 性確認	月次	資格突合確認対象者一覧(外国人)	KA18R001	JKA18M00114001_KA18R001_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	者について修正を行ってください。		
19	Tank to be blog.		資格突合確認対象者一覧(住登外)	KA18R001	JKA18M00115001_KA18R001_LLLLLL_YYYYMMDDhhmmss.pdf	]		
20	市区町村向け被保険 者情報送信	日次	被保険者情報ファイル	-	JKA01D0011300_KA01F000N.sam_LLLLLLCYYYYMMDD0001	-		

# 3. 日次異動連携に伴う作業概要について

日次異動連携の処理フローを以下に示します。日次異動連携においては、以下0~3が各市町村の主な作業となります。



#### 4. 日次異動連携におけるデータ締め日と市町村作業について

日次異動データの締め日に対して、該当日次データに対する0~3の作業(「3.日次異動連携に伴う作業概要について」で記載した市町村作業<u>0~3の作業)がいつ発生す</u>るかを以下に記載します。

(D

区分	項目	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
	0日締めデータ	0 市町村住基締め	<u>1</u> IFデータ作成・送	2 オンライン操作	3 被保証印刷発送	_	_	_	—
	1日締めデータ	_	□市町村住基締め	<u>1</u> IFデータ作成・送	2 オンライン操作	3 被保証印刷発送			—
市	2日締めデータ	_	_	0 市町村住基締め	1 IFデータ作成・送	2 オンライン操作	3 被保証印刷発送	—	
町 村	3日締めデータ	_	_	_	○市町村住基締め	1 IFデータ作成・送	2 オンライン操作	3 被保証印刷発送	—
デー	4日締めデータ	_	_	_	_	○市町村住基締め	<u>1</u> IFデータ作成・送	2 オンライン操作	3 被保証印刷発送
タ 締	5日締めデータ	_	_	—	_	_	<ul> <li>市町村住基締め</li> </ul>	<u>1</u> IFデータ作成・送	2 オンライン操作
め	6日締めデータ	_	_	_	—	_	—	0 市町村住基締め	1 IFデータ作成・送
	7日締めデータ	_	_	_	_	_	_	—	○市町村住基締め
		—	_	_	—	_	—	—	—
広	住基/外国人/住登外	—	—	0日締めデータ反映	1日締めデータ反映	2日締めデータ反映	3日締めデータ反映	4日締めデータ反映	5日締めデータ反映
D 域 B 連	個人異動情報	—	—	0日締めデータ反映	1日締めデータ反映	2日締めデータ反映	3日締めデータ反映	4日締めデータ反映	5日締めデータ反映
合	被保険者情報	—	—	_	0日締めデータ反映	1日締めデータ反映	2日締めデータ反映	3日締めデータ反映	4日締めデータ反映
	住民異動ファイル 確認リスト	—	—	—	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ	4日締めデータ
	異動確認リスト	—	_	_	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ	4日締めデータ
IJ	適用除外者等異動一覧	—	_	_	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ	4日締めデータ
スト	広域内異動者一覧	—	_	_	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ	4日締めデータ
等	被保険者台帳更新 エラーリスト	—	_	_		0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ
	被保険者証、交付簿	_	_	—	_	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ
	被保険者情報	_	_	_	_	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ

4日に実施する

0. 当日(4日)に届けがあった異動データを市町村住基で締めます。

1. 前日(3日)に締めた異動データを日次異動IFファイルを作成、チェックします。チェック後のIFデータを送信します。

A.

2. 2日前(2日)に締めた異動データが取りこまえれている個人異動情報をオンラインで操作します。

3.3日前(1日)に締めた異動データに伴う被保険者証の確認、印刷、発送を行います。

# 5. 個人異動情報連携時の各種確認リストについて

#### 5.1 確認リストの概要について

# 5.1.1 住民異動ファイル確認リスト

<ul> <li>個人区分</li> <li>10. 個人番号</li> </ul>	氏名カナ 氏 名	性 別 生年月日	異動日 届出日	異動事由	確認内容
0037 住基		男 S63. 5. 🗌	H20. 1.15 H20. 1.16	世俗主変更	区間異動者です。異動順を変更しま した。
0038 住基	[]	男 H 1. 9.	H20. 1.15 H20. 1.16	区間転出	区間異動者です。異動順を変更しま した。
0039 住基		男 H 1. 9.	H20. 1.15 H20. 1.16	区間転入	区間異動者です。異動順を変更しま した。
住基 0040 1		男 Ⅱ1.9.□	H20. 1.15 H20. 1.16	世帶主変更	区問異動者です。異動順を変更しま した。
0041 住基		男 T15. 1.	H19. 2. 2 H20. 1.16	区間転出	区問異動者です。異動順を変更しま した。
0042 住基		男 T15. 1.	H19. 2. 2 H20. 1.16	区間転入	区間異動者です。異動順を変更しま した。
<u>住基</u> 0043		女 T9.2.	H20. 1. 1 H20. 1.17	区間転出	区間異動者です。異動順を変更しま した。
0044 住基		女 T9.2.□	H20. 1. 1 H20. 1.17	区間転入	区間異動者です。異動順を変更しま した。
0045 住基		男 _	H10.12.7	用人項目修正	1件目の情報が修正の異動事由とな

※広域連合の住基・外国人・住登外情報には反映されますが、被保険者台帳に反映されているかは、「異動確認リスト」、「被保険者情報更新エラーリスト」も合わせてご確認

## 5.1.2 異動確認リスト

Г

				※サンプルリスト	_
市区町村	:				
広域連合	: 福岡県後期高齢者医	版広域連合	異動確認リスト		
No.	被保険者番号 個人区分 個人番号	氏名カナ 氏 名 確認理由	性 別 郵便番号 現住所 生年月日 確認内容	異動事由 異動日 届出日	
000001		<ul> <li>世帯主変更の異動者です。</li> </ul>	女 T 3. 2. □ 異動情報を確認して下さい。	世帯主変更 H19.11.21 H20.1.16	
0000002		 世帯主変更の異動者です。	女 S 7. 2.□ 異動情報を確認して下さい。	世帯主変更 H20. 1.16 H20. 1.17	
0000003		世帯主変更の異動者です。	女 S 4. 1.↓↓ 異動情報を確認して下さい。	世帯主変更 H20. 1.15 H20. 1.16	
0000004	4: <b>.</b>	世帯主変更の異動者です。	男 S10. 2 異動情報を確認して下さい。	世帯主変更 H20. 1.12 H20. 1.13	
					G
<u> </u>					
	各市町村; の取得ます	から送信された	「住基」、「外国人」、「住登外」の	くいいしょう。 したうかった。 としたので、 被保険者資格	1
	の取得また	は喪矢対象者と に台帳照会」、「外	にて、確認争項が生した場合には ト国人登録情報照会」、「住登外る	ロカされます。 登録情報照会」および「被係	呆
	険者照会」面	画面にて誤りがな	ないかご確認願います。また、「昇	<b>し動確認リスト」が出力され</b>	
KA03	ている場合	で、メッセージに	「・・・・。異動情報を作成している	ます。・・・・。」が含まれて	3
	る場合は、	皮保険石 台帳(	り史新対家になつていますか、ヌ 	「家の実動情報か金録され	•

# 5.1.3 適用除外者異動一覧

<u>※サンプルリスト</u>

No. 個人番号	氏 名 住 所	性別 生年月日	作成年月日 異動日 異動事由	開始日
000001		女 T14.7.	H20. 1.21 H20. 1.19 死亡	H 2. 5. 2
000002		女 〒7.4.	H20. 1.17 H19. 1. 1 転居	S61. 5.12
000003		女 〒7.9.	H20. 1.16 H20. 1.15 死亡	H 6.11. 8
000004		女 〒6.7.	H20. 1.17 H19.11.30 転出	H 3.12. 3
000005		女 〒6.7.	H20. 1.17 H20. 1.17 個人項目修正	H 3.12. 3
000006		女 T12.8.	H20. 1.17 H20. 1.15 転居	\$56. 9.12
000007		女 M41.6.	H20. 1.21 H20. 1.18 世帯主変更	S46. 9. 1

# 5.1.4 被保険者情報更新エラーリスト

※サンプルリスト

A

6区町村: 広域連合:福岡県後期高齢者医務	东広城連合	後期高齢者医療被保険者台帳更新エラーリスト									
Ⅰ 0. 被保険者番号 個人番号	氏名力ナ 氏 名	性 別 生年月日	住 所		異動年月日 異動事由	エラー内容					
000001		女 S 2. 1.			H20. 1. 7 転入通知	該当データは転出者ではあ りません。					
00002		男 T15. 2.			H20. 1. 9 転入通知	該当データは転出者ではあ りません。					
00003		男 T11. 1.			H20. 1.14 転入通知	該当データは転出者ではあ りません。					
00004		女 T13.11.			H20. 1.14 転入通知	該当データは転出者ではあ りません。					
00005		男 T11. 11.			H20. 1.16 転入通知	該当データは転出者ではあ りません。					
00006		男 S 8. 4.			H20. 1.16 死亡	該当データが存在しません 。					
A						1					
被保険者	台帳を更新	する際に	こ確認事項が	キじた場合	に出力され	ます。					
メッセージ	が出力され	ている場	場合は、対象の	異動情報2	が被保険者	台帳に反映されて					
りません。「	住民基本台	帳照会	」、「外国人登録	情報照会	」、「住登外	登録情報照会」お					
び「被保険	者照会」画面	にて誤	りがないかご確	認願いま	す。						

# 5.1.5 広域内異動者一覧

: 福岡県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域内異動者一覧	
被保険者番号 地方公共団体コード 氏名カナ 個人居号 氏名 個人区分	性別 郵便番号 住所 生年月日 郵便番号 転出先/転入元住所	異動事由 異動日 / 届出日
	女 S11. 10.	₩2H1 H20. 1.23 H20. 1.18
	女 T13. 5.	₩211 H20. 1.18 H20. 1.17
(	女 S 3. 1. □ []	₩2H1 H20. 1.20 H20. 1.18
	女 T13. 6.	◆記入 H20. 1.16 H20. 1.21
	女 T 7. 3.	転入 H20. 1.16 H20. 1.17
	女 () M45. 6.[]	◆定出 H20. 1.21 H20. 1.21
	女 T15. 3.	転出 H20, 2, 8 H20, 1, 16

#### 5.2 各種リストの確認方法

本資料は、1月24日付けの中央会のセルフサポートに掲載されておりました「20080124\_01\_住民異動取込処理時のリスト出力条件.pdf」を基に、メッセージ内容毎の確認方法をを纏めたものです。

#### 5.2.1 「住民異動ファイル確認リスト」の確認方法

※「〇」の場合は、広域連合の住基、外国人、住登外データベース登録されています。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新 ※	確認方法	対処方法			
1	1件目の情報が修正の異動事由となっています。	032(世帯項目修正) 033(個人項目修正) 034(世帯職権修正) 035(個人職権修正)	0	0	0	0	いきなり、「修正」の異動情報が送付されていま す。一つ前の異動情報の送付漏れで無いかを、 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の 情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照 会」画面、「住登外照会」画面にて確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認し てください。 間違い・問題がある場合は、広域端末の「住基修 正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画 面にて修正を行ってください。			
2	異動・住民・消除年月日のいずれかが異なっています。	032(世帯項目修正) 033(個人項目修正) 034(世帯職権修正) 035(個人職権修正)	0	0	0	0	送付された異動情報の「異動年月日」、「住民年 月日」、「消除年月日」が、前回の情報と異なって います。市町村システムの「住基」「外国人」「住 登外」の情報と広域端末の「住基照会」画面、「外 国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、問 題が無いかを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認し てください。 間違い・問題がある場合は、広域端末の「住基修 正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画 面にて修正を行ってください。			
3	区間異動者です。異動順を確認してください		0	0	0	0	区間異動者で、3つ以上の保険者から異動情報 が送付されています。または、2つの保険者間で 複数の異動情報が送付されています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の 情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照 会」画面、「住登外照会」画面を確認し、問題が無 いかを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認し てください。 間違い・問題がある場合は、広域端末の「住基修 正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画 面にて修正を行ってください。			
4	区間異動者です。異動順を変更しました。		0	0	0	0	区間異動者で、内部処理(ソート)のため異動情 報の順番が「登録、削除」になっていますが、「削 除、登録」に変更して取り込んでいます。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の 情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照 会」画面、「住登外照会」画面を確認し、問題が無 いかを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認し てください。 間違い・問題がある場合は、広域端末の「住基修 正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画 面にて修正を行ってください。			
	小縄県内に政令市は無いため、     「     「     「     「     「       区間異動者は発生しません。     「     「     「     「     「										

#### 5.2.2「異動確認リスト」の確認方法

※「O」の場合は、広域連合の個人異動情報データベースに登録されています。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新 ※	確認方法	対処方法
1	出生の異動者です。異動情報を確認して下さい。	002(出生)	0	0	0	×	資格取得済みの被保険者に対して、「出生」の 異動事由で「住所、氏名、氏名カナ、性別、生年 月日、郵便番号」のいずれかが修正された異動 情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の 情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照 会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事 由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いかを 確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認 してください。 間違い・問題がある場合は、「住基修正」画面、 「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて修 正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合に は、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正 を行ってください。
2	帰化の異動者です。異動情報を作成しています。 資格 取得日を確認して下さい。	003(帰化)	0	_	0	0	障害認定仮登録の被保険者に対して、「帰化」 の異動情報が送られています。または、75歳以 上の外国人で在留期間が1年以上の方の異動 情報です。市町村システムの「住基」「外国人」 「住登外」の情報と広域端末の「住基照会」画 面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確 認し、「異動事由の誤り」が無いかを確認してくだ さい。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認 してください。 異動情報に誤りが無い場合には、「資格変更」 画面にて被保険者情報の修正(個人番号の付 け替え)を行ってください。
3	国籍取得の異動者です。異動情報を確認して下さい。	005(国籍取得)	0	_	0	×	資格取得済みの被保険者に対して、「国籍取 得」の異動事由で「住所、氏名、氏名カナ、性 別、生年月日、郵便番号」のいずれかが修正さ れた異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「住登外」の情報と広 域端末の「住基照会」画面、「住登外照会」画面 を確認し、「異動事由の誤り」が無いかを確認し てください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認 してください。 間違い・問題がある場合は、「住基修正」画面、 「住登外修正」画面にて修正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合に は、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正 を行ってください。
4	個人情報が変更されています。異動情報を作成しています。資格取得日を確認して下さい。	011(転出取消) 012(回復)	0	0	0		資格取得済みの被保険者に対して「生年月日」 の異なる異動情報が送付されています。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認 してください。
5		021(転居)	0	0	0		市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の 情報と広域端末の「住基昭会」画面、「外国人昭	異動情報に誤りがある場合には、正しい異動情
6	j	031(転入通知)	0	_	0		会」画面、「住登外照会」画面を確認し、広域側	問題が無い場合には、そのまま被保険者台帳
7		032(世帯項目修正) 033(個人項目修正) 034(世帯職権修正) 035(個人職権修正)	0	0	0	0	の「仕奉照云」画面、「ケ国へ照云」画面、「江豆 外照会」画面と確認し、前回の履歴と「生年月 日」に相違が無いか確認してください。 必要に応じて、各市町村の住民情報管理部署 へ確認してください。	更新していたい。
8		041(転出) 042(死亡) 043(職権消除) 044(国籍喪失) 045(失踪)	0	0	0			
9		061(区間転入)	0	0	0			

#### 5.2.2「異動確認リスト」の確認方法

※「O」の場合は、広域連合の個人異動情報データベースに登録されています。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新 ※	確認方法	対処方法
10	世帯主変更の異動者です。異動情報を確認して下さ い。	022(世帯主変更)	0	_	0	×	資格取得済みの被保険者に対して、「世帯主変 更」の異動事由で「住所、氏名、氏名カナ、性 別、生年月日、郵便番号」のいずれかが修正さ れた異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「住登外」の情報と広 域端末の「住基照会」画面、「住登外照会」画面 を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送 信漏れ」が無いかを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認 してください。 間違い・問題がある場合は、「住基修正」画面、 「住登外修正」画面にて修正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合に は、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正 を行ってください。
11	世帯合併の異動者です。異動情報を確認して下さい。	023(世帯合併)	0	0	0	×	資格取得済みの被保険者に対して、「世帯合 併」の異動事由で「住所、氏名、氏名カナ、性 別、生年月日、郵便番号」のいずれかが修正さ れた異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の 情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照 会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事 由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いかを 確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認 してください。 間違い・問題がある場合は、「住基修正」画面、 「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて修 正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合に は、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正 を行ってください。
12	世帯分離の異動者です。異動情報を確認して下さい。	024(世帯分離)	0	0	0	×	資格取得済みの被保険者に対して、「世帯分 離」の異動事由で「住所、氏名、氏名カナ、性 別、生年月日、郵便番号」のいずれかが修正さ れた異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の 情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照 会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事 由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いかを 確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認 してください。 間違い・問題がある場合は、「住基修正」画面、 「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて修 正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合に は、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正 を行ってください。
13	世帯構成変更の異動者です。異動情報を確認して下さ い。	025(世帯構成変更)	0	0	0	×	資格取得済みの被保険者に対して、「世帯構成 変更」の異動事由で「住所、氏名、氏名カナ、性 別、生年月日、郵便番号」のいずれかが修正さ れた異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の 情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照 会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事 由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いかを 確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認 してください。 間違い・問題がある場合は、「住基修正」画面、 「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて修 正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合に は、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正 を行ってください。
14	合併の異動者です。異動情報を確認して下さい。	071(合併編入) 072(合併転出) 073(合併新規登録) 074(合併廃止) 075(合併記載事項変 更)	0	0	0	×	市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の 情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照 会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事 由の誤り」が無いかを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認 してください。 間違い・問題がある場合は、「住基修正」画面、 「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて修 正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合に は、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正 を行ってください。

#### 5.2.2「異動確認リスト」の確認方法

※「O」の場合は、広域連合の個人異動情報データベースに登録されています。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新 ※	確認方法	対処方法
15	出国の異動者です。異動情報を確認して下さい。	046(出国)	_	0	0	0	「出国」の異動情報が送られています。 市町村システムの「外国人」「住登外」の情報と 広域端末の「外国人照会」画面、「住登外照会」 画面を確認し、「異動事由の誤り」が無いかを確 認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認 してください。 間違い・問題がある場合は、「外国人修正」画 面、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合に は、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正 を行ってください。
16	日本国籍取得の異動者です。異動情報を確認して下さ い。	047(日本国籍取得)	_	0	0	0	「日本国籍取得」の異動情報が送られています。 市町村システムの「外国人」「住登外」の情報と 広域端末の「外国人照会」画面、「住登外照会」 画面を確認し、「異動事由の誤り」が無いかを確 認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認 してください。 間違い・問題がある場合は、「外国人修正」画 面、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合に は、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正 を行ってください。
17	地位協定該当の異動者です。異動情報を確認して下さい。	048(地位協定該当)	—	0	0	×	これらの異動事由においては、被保険者情報への更新は行いません。市町村システムの「外国	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。
18	登録無効の異動者です。異動情報を確認して下さい。	049(登録無効)	—	0	0	×	]人」」「住登外」の情報と広域端末の「外国人照  会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事	間遅い・問題かある場合は、「外国人修止」画  面、「住登外修正」画面にて修正を行ってくださ
19	その他閉鎖の異動者です。異動情報を確認して下さ	051(その他閉鎖)	—	0	0	×	由の誤り」が無いかを確認してください。	い。

#### 5.2.3 「被保険者情報更新エラーリスト」の確認方法

※「×」の場合は、広域連合の被保険者情報に異動情報が反映されていません。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新 ※	確認方法	対処方法
1	該当データは既に資格を取得しています。	001(転入)	0	0	0		資格取得済みの被保険者に対して「転入、帰化、 職権記載、入国、その他登録」の異動情報が送 られています。	間違い・問題がある場合は、「資格変更」画面に て被保険者情報の修正を行ってください。
2		055(帰化) 004(職権記載)	0	_	0	×	標準システムの市町村端末より広域側の「住基 照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」 画面より異動情報を確認し、異動履歴を確認して	
3		053(入国) 007(その他登録)	-	0	0		ください。 また、「被保険者履歴一覧」画面より被保険者情 報を確認してください。登録内容に誤りがないか 確認してください。	
4	異動年月日が過去です。	001(転入)	0	0	0		資格取得済みの被保険者に対して、過去の異動 情報が送付されています。	間違い・問題がある場合は、「資格変更」画面に て被保険者情報の修正を行ってください。
5		055(帰化) 004(職権記載)	0	_	0		標準システムの市町村端末より広域側の「住基 照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」 画面より異動情報を確認し、異動履歴を確認して	
6		053(入国) 007(その他登録)	_	0	0		ください。 また、「被保険者履歴一覧」画面より被保険者情 報を確認し、登録内容に誤りがないか確認してく ださい	
7		003(転出取消) 005(回復)	0	0	0			
8		101(転居)	0	0	0			
9		102(世帯項目修正) 103(個人項目修正) 106(世帯職権修正) 107(個人職権修正)	0	0	0	×		
10		209(転出) 202(死亡) 205(職権消除) 203(国籍喪失) 204(失踪)	0	0	0			
11		252(出国)	_	0	0			
12		104(区間異動)	0	0	0			
13		152(日本国籍取得)	_	0	0			

#### 5.2.3 「被保険者情報更新エラーリスト」の確認方法

#### ※「×」の場合は、広域連合の被保険者情報に異動情報が反映されていません。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新 ※	確認方法	対処方法
14	該当データが存在しません。	003(転出取消) 005(回復)	0	0	0		送付された異動情報に対して、更新する被保険 者情報がありません。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、 再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」
15		101(転居)	0	0	0		情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」 画面、「住登外照会」画面を確認し、問題が無い	画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面に て履歴も含めて正しく修正してください。
16		201(転入通知)	0		0		かを確認してください。	間違い・問題がある場合は、「被保険者修正」画
17		102(世帯項目修正) 103(個人項目修正) 106(世帯職権修正) 107(個人職権修正)	0	0	0	×		
18		209(転出) 202(死亡) 205(職権消除) 203(国籍喪失) 204(失踪)	0	0	0			
19		252(出国)	—	0	0			
20		104(区間異動)	0	0	0			
21	該当データは転出者ではありません。	003(転出取消) 005(回復)	0	0	0		資格喪失事由が(転出)でない被保険者に対し て、「転出取消、回復、転入通知」の異動情報が 送られています。	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、 再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」
22		201(転入通知)	0	_	0	×	市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の 情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」 画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の 誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いかを確認 してください。	画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面に て履歴も含めて正しく修正してください。 間違い・問題がある場合は、「被保険者修正」画 面にて修正してください。
23	仮登録者の為、資格喪失できません。	003(転出取消) 005(回復)	0	0	0		資格取得事由が(仮登録)の被保険者に対して、 「転出取消、回復、転入通知、転出、死亡、職権 消除、国籍喪失、失踪、出国」の異動情報が送ら	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、 再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」
24		201(転入通知)	0	_	0		れています。	画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面に て履歴4.含めて正しく修正してください。
25		209(転出) 202(死亡) 205(職権消除) 203(国籍喪失) 204(失踪)	0	0	0	×	情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」 画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の 誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いかを確認 してください。	間違い・問題がある場合は、「被保険者修正」画面にて修正してください。
26		252(出国)	_	0	0			

#### 5.2.3 「被保険者情報更新エラーリスト」の確認方法

※「×」の場合は、広域連合の被保険者情報に異動情報が反映されていません。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新 ※	確認方法	対処方法
27	障害認定仮登録者の為、資格喪失できません。	003(転出取消) 005(回復)	0	0	0		資格取得事由が(障害認定仮登録者)の被保険 者に対して、「転出取消、回復、転入通知、転出、 死亡、職権消除、国籍喪失、失踪、出国」の異動	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、 再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」
28		201(転入通知)	0	-	0		情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の	画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面に て履歴ま会めて正しく修正してください
29		209(転出) 202(死亡) 205(職権消除) 203(国籍喪失) 204(失踪)	0	0	0	×	情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」 画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の 誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いかを確認 してください。	間違い・問題がある場合は、「被保険者修正」画 面にて修正してください。
30		252(出国)	_	0	0			
31	仮登録者の為、資格変更できません。	101(転居)	0	0	0		資格取得事由が(仮登録)の被保険者に対して、 「転居 世帯項目修正 個人項目修正 世帯職	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、 再度正しい異動情報を再送してください。
32		102(世帯項目修正) 103(個人項目修正) 106(世帯職権修正) 107(個人職権修正)	0	0	0	×	権修正、個人職権修正、区間異動」の異動情報 が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の 情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」 画面「住巻外昭会」画面を確認」、「異動事中の	オンラインにて修正する場合には、「住基修正」 画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面に て履歴も含めて正しく修正してください。 間違い・問題がある場合は、「被保険者修正」画 面にて修正してください。
33		104(区間異動)	0	0	0		には、ビュイニス」には、「スタームの にてください。	
34	転出日と転入日が異なります	201(転入通知)	0	-	0		「転出」の異動日と「転入通知」の異動日が異 なっています。	問題がない場合は、「資格変更」画面にて被保険 者情報の修正を行ってください。
35	転出日と転入日が異なります。(同月)	201(転入通知)	0	_	0	×	市町村システムの「住基」「住登外」の情報と広域 側の「住基照会」画面、「住登外照会」画面を確 認し、「転出」時の異動日と「転入通知」時の異動 日に誤りが無いかを確認してください。	「住基修正」画面、「住登外修正」画面にて履歴も 含めて正しく修正してください。
36	該当データは資格が喪失されています。	209(転出) 202(死亡) 205(職権消除) 203(国籍喪失) 204(失踪)	0	0	0	×	資格喪失済みの被保険者に対し「転出、死亡、 職権消除、国籍喪失、失踪」の異動情報が送ら れています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の 情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」 画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、 再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」 画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面に て履歴も含めて正しく修正してください。 間違い・問題がある場合は、「被保険者修正」画
37		252(出国)	_	0	0		誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いかを確認 してください。	面にて修正してください。
38								
39								
40								

# 6. 広域端末での画面操作について

「広域端末」にてオンライン画面操作を行う場合には、下記マニュアルをご参照下さい。

No.	操作内容	資格管理ガイド 注1)	中央会操作研修マニュアル 注2)
1	異動情報の「登録保留」、「保留解 除」を行う場合	P.21「3 異動情報の管理」をご確 認ください 注3)	
2	広域内異動者の資格を引き継ぎた い場合	P.31「4 広域市区町村間異動者 の管理」をご確認ください 注4)	P.1-19「1-2 広域内異動に伴う 被保険者情報の引継ぎ」
3	適用除外者の「登録」、「照会」、 「変更」を行う場合	P.39「5 適用除外者の管理」をご 確認ください	P.1−67「1−6−6 [生活保護受給 者]の登録」
4	被保険者の資格を確認したい場合	P.197「11.16 被保険者情報を照 会する」をご確認ください	P.1−76「1−8 個人情報照会(被保 険者情報の照会)」
5	被保険者の資格を喪失したい場合	P.55「6.3 資格喪失情報を登録す る」をご確認ください	
6	被保険者の資格を回復したい場合	P.57「6.4 資格回復情報を登録す る」をご確認ください	
7	住基の情報を確認したい場合	P.158「11.1 住民基本台帳情報を 照会する」をご確認ください	P.1−73「1−7 個人情報照会(住民 基本台帳の照会)」
8	住基の情報を修正したい場合	P.162「11.2 住民基本台帳情報を 修正する」をご確認ください	
9	外国人の情報を確認したい場合	P.171「11.6 外国人登録情報を照 会する」をご確認ください	P.1−73「1−7 個人情報照会(住民 基本台帳の照会)」
10	外国人の情報を修正したい場合	P.175「11.7 外国人登録情報を修 正する」をご確認ください	
11	住登外の情報を確認したい場合	P.184「11.11 住登外登録情報を 照会する」をご確認ください	P.1−73「1−7 個人情報照会(住民 基本台帳の照会)」
12	住登外の情報を修正したい場合	P.188「11.12 住登外登録情報を 修正する」をご確認ください	
13	他広域の施設に入所する場合(住 所地特例者)	注5)	

- 注1) 資格管理ガイドは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム資格管理ガイド 市区町村編 第3版(KM-008-003)」を参照下さい。
- 注2) 中央会操作研修マニュアルは、1月25日の「操作研修時のマニュアル」をご参照下さい。
- 注3) 補足説明として、「参考資料4 住民異動反映後の処理」もご参照下さい。
- 注4) 補足説明として、「参考資料1 広域内異動に伴う被保険者情報の引継ぎ手順」もご参照下さい。
- 注5) システム仕様書 第3.1版「別添5 住基異動に伴う処理方法の補足」をご参照下さい。

#### 7. 資格運用(日次異動連携)の注意事項

7.1 FAQ参考情報 中央会のサポートサイトより「資格管理」に関する参考情報の抜粋です。 日次異動連携時の対処方法の参考としてご確認願います。 また、内容については適宜変更されておりますので、最新の情報に関しましては「中央会」のサポートサイト をご確認願います。

FAC	Ç	質問内容	回答内容	回答日付
FAQ8	2	世帯構成が遡及して変更となった場合ついて、ご教示願い ます。 1. 遡及の異動日以降の異動日をもった住民情報は無効 (上書き等)となるか? (例:①→②→③の順番で情報を送信した場合) ●市町村→広域連合交付済み情報 ①異動日:7月1日 異動事由:世帯分離(世帯番号: A) ②異動日:8月3日 異動事由:世帯分離(世帯番号: B) ●新たに送付する遡及情報 ③異動日:6月1日 異動事由:世帯分離(世帯番号: C) ※③の遡及情報を送付した場合、以下のとおり世帯番号は ③のみとなり、7・8月の 異動履歴(世帯番号)は無効となるのか。 ⇒6月1日から現在までの世帯番号:C	ご質問のデータにつきましては、住基情報の訂正を行う必 要がありますので、窓口端末から該当者の情報を訂正して ください。 ①異動日:7月1日 (世帯番号:A) ⇒ 異動日:6月1日 ②異動日:8月3日 (世帯番号:B) ⇒ 異動日:6月1日	1月25日
FAQ8	4	被保険者の資格喪失となる場合、住基異動データの異動 事由をみて、自動で処理されるものと認識していて構いま せんか。「死亡」の場合は、保険者番号適用終了年月日は 異動年月日の翌日が設定されていると解しています。その 際に消除年月日が異動年月日と同日が設定されていても、 それより後の日付になっていても資格喪失は死亡日(異動 年月日)の翌日と想定していて構いませんか。 また、「転入通知」事由であれば、異動年月日と同日が保 険者番号適用終了年月日であると解しています。「死亡」以 外の事由は、全て同日が設定されていますか。	お見込みの通りです	1月24日
FAQ8	9	年齢到達処理を実施後、被保険者情報は、75歳誕生日 (未来日)で資格取得し異動日は誕生日と同じ日になりま す。 その後、対象者が誕生日前に住基情報で「死亡」等の事由 により、消除された場合、「被保険者台帳更新エラーリスト」 で「異動日が過去です」と表示され、被保険者情報が更新 されません。運用として、「特別処理」又は「被保険者資格 管理」で対応すると思われますが、その場合どのような処 理をすればよいでしょうか。	該当者について、オンラインから対象者を検索し、資格喪 失年月日に資格取得日と同日を設定し、資格喪失処理を 実施してください。	1月24日
FAQ8	18	日次処理について 日次処理においてデータにエラーが有った場合、エラーの 有った市町は処理ができず翌日に2日分のデータ(当日の エラー修正分と翌日分)を送付する仕様だと想定していま すが、そのファイルは1ファイルに纏めても問題有りません か?もし1ファイルに纏められず複数のファイルが送付され た場合、広域側の更新処理はファイル数の分だけ処理が 必要となるのでしょうか?(例えば複数の市町で複数日エ ラーが有った場合、ファイルの数を気にしながらの運用とな るのか?)	1ファイルにまとめての送付でも問題ありませんが、レコード 順をデータ発生順としてください。 また複数ファイルがあった場合についてもファイル数を意識 する必要はありません。 ※沖縄県広域連合では、原則1ファイルにまとめて送 付いただくこととしております。	1月16日
FAQ8	20	<データ連携[住民情報][年齢到達予定者抽出処理につい て]>年齢到達予定者の異動データ連携についてご教示く ださい。 (1)例えば、平成20年3月におこなう年齢到達予定者の連携 では、平成20年4月1日から平成20年4月30日に74歳に到 達する住民を抽出しますが具体的には、 ①生年月日が1934年4月1日~1934年4月30日までの人 ②生年月日が1934年4月2日~1934年5月1日までの人の どちらになりますか? (2)年齢到達予定者の対象として、転出予定者も含めます か?	(1)①の対象者を送付してください。 (2)住民基本台帳情報上に消除年月日が設定されている場合には、標準システムに送付しても資格取得対象者とはなりません。転出取消により資格が回復する可能性があるので転出予定者についても含めた形で送付していただいて問題ありません。	1月16日

FAC	ç	質問内容	回答内容	回答日付
FAQ8	21	住民情報の連携において、同日に複数の異動が届け出ら れた場合でも最終の履歴しか連携できない市町村の場合、 取り込み後にその中途の異動履歴をオンラインで追加する ことは可能か?	住基の異動履歴の間に歴を追加することはできません。歴 を追加したい場合は、追加したい異動履歴以降の情報を全 て追加してください。 例 履歴1, 2, 3, 4, 5の履歴情報で3と4の間に履歴を追 加する場合、履歴6, 7, 8を追加し、履歴1, 2, 3, 4, 5, 6 (追加したい歴), 7(履歴4と同じ情報), 8(履歴5と同じ情 報)としてください。	1月16日
FAQ8	26	広域内転居の場合、転入先市町村から転入の異動情報を 送付していなくても窓口端末からオンラインで必要項目を入 力をすることによって、被保険者証の即時交付が行えると いう認識でよろしいか。 またその際、これまで使用していた被保険者番号を確認す る必要があるが、転出元市町村から転出の異動情報が送 付されてなくても確認ができるということでよろしいか。	お見込みの通りです。	1月16日
FAQ8	28	転出取消の異動年月日は、届出日を設定してよろしいか。 市町で、転出日をひらってくることが難しいようです。市町シ ステム設計に関する質問がきていますので、至急ご回答く ださい。また、転出の異動事由が入ってない住基に対して、 転出取消がきたような場合には、リストが出ますか。	転出取消の異動年月日は転出と同じ異動日を設定してくだ さい。 転出していない住民に対して転出取消の異動データが送付 された場合は被保険者台帳更新エラーリストに出力されま す。	1月16日
FAQ8	39	住所地特例者処理方法において、県外への転出(住所地 特例該当)又は県外から再転入(住所地特例者の解除)の 場合、一旦資格を喪失させずに資格変更できるような方法 はないのでしょうか?一旦資格を喪失させる理由はなんで しょうか?	住所地特例者が県内に転入してきた場合、市区町村から 住基情報が送信されます。住基情報が送信された場合、自 動で資格取得を行い、被保険者番号が新たに付番されま す。その被保険者番号は住所地特例適用時の被保険者番 号とは異なりますので、住基情報から資格取得した被保険 者情報は資格喪失を行います。 住所地特例者の解除は資格変更で住登外の個人番号から 住基の個人番号に付け替えることにより可能となります。	1月16日
FAQ8	47	広域内異動で転入情報はあるが、転出情報がない(市町 村から連携データが転入通知のみ)場合、広域内異動の名 寄せ処理を端末から行うことができませんが、対処方法を 教えてください。	システム仕様書第3版の「3.3.6広域内異動者の被保険 者証交付までの流れ」を参照してください。 本ケースの場合、25ページのケース3転入情報の作成が 不要となり、その後は記載の手順に従って操作いただくこと により、名寄せ処理を実施でき、被保険者台帳に登録する ことが可能です。	1月15日
FAQ8	54	ー度転出によって消除年月日が登録された住基異動デー タの連携後、この転出データの項目修正で消除年月日が 登録されていないデータの連携があった場合は、住民とし ての扱いとなってしまうのでしょうか。この場合、住民基本 台帳修正画面で消除年月日の登録を行えば問題はないで しょうか。 こういった喪失事由の異動データの後に変更事由の異動 データがあった場合、確認リストが出力されますか。	消除年月日が設定されていない場合は在籍している住民と して扱われます。この場合においては、お見込みの通り住 民基本台帳修正画面で消除年月日を登録してください。 資格喪失者に対して異動が発生した場合に異動確認リスト が出力されます。	1月15日
FAQ7	2	セットアップ後、障害認定により老人保健資格を有している 者が3月末で認定を撤回する申出をした場合、「資格喪失 日:平成20年4月1日 喪失事由:職権消除」と設定するだ けで良いのでしょうか。 また、資格喪失処理のほか適用除外として登録する必要 はありますか。	問題ありません。 資格喪失事由として「その他喪失」を設定することでも問題 ありません。	1月11日
FAQ7	12	住所地特例者処理方法において、県外への転出(住所地 特例該当)後、県外から再転入(住所地特例者の解除)の 場合、もとの住基、住登外、再転入後の住基情報すべて同 じ個人番号をセットすれば、当初の被保険者番号が継続さ れますか? 県外への転出(住所地特例該当)の際の住登外登録情報 にセットする住民年月日は、住登外登録情報を提出する市 町村における住民となった日を設定してもよろしいでしょう か?また、住所地特例者の解除の際、住登外登録情報に セットする異動年月日及び消除年月日は住登外として管理 しなくなった日を設定すればよろしいでしょうか?	住基情報、住登外情報間で個人番号を共通化した場合で あっても、別人と判断しますので、当初の被保険者番号を 引き継ぐことはできません。 被保険者番号を引き継ぐ場合には、オンラインでの資格変 更処理が必要となります。 県外への転出(住所地特例該当)の際の住登外登録情報 にセットする住民年月日は、住登外として管理しはじめた日 を設定してください。 また、住所地特例者の解除の際、住登外登録情報にセット する異動年月日及び消除年月日は住登外として管理しなく なった日を設定してください。	1月11日

FAC	Ç	質問内容	回答内容	回答日付
FAQ7	13	適用除外者が広域内異動した場合の転入先市町村で行う 作業で質問があります。 住基異動の後、広域内市町村の転出である為に資格の異 動は保留になるかと思いますが、対処方法は以下の手順 でいいのでしょうか? (1)転入先の市町村で適用除外者登録を行う。 (2)転入先の市町村で適用除外者登録を行う。 (2)転入先の市町村の資格異動者一覧で保留削除にする。 また適用除外は市町村単位の登録となるため、転入先で はどのような方法で適用除外者であることを把握すればい いのか、ご教示ください。	手順についてはお見込みのとおりです。 適用除外者の把握方法につきましては、現在の老人保健 制度と同様の運用となることを想定しております。 他広域での被保険者が施設を異動した場合は転入先の住 所等で判断を行うことを想定しております。	1月11日
FAQ6	5	個人情報の生年月日を修正した異動データを作成し、個人 異動情報取込から被保険者情報更新まで処理しましたが、 以下の確認事項があります。 1. 異動データパターン ①生年月日の誤りにより、75歳以上から75歳未満に修正 した異動データを処理。 ②生年月日の誤りにより、75歳未満から75歳以上に修正 した異動データを処理。 2. 確認事項 ①の異動データを処理しても資格が喪失されません。 ②の異動データを処理しても資格が取得されません。 こういった場合の対処についてお教え下さい。	<ol> <li>すでに資格取得している被保険者について生年月日の 変更がある場合には資格取得日の変更、資格喪失処理が 必要となる可能性がありますので異動確認リストを出力しま す。該当者の状況を確認のうえ対応願います。</li> <li>② 資格取得していない75歳以上の異動が発生した場合 も異動確認リストを出力します。該当者の状況を確認のうえ 必要に応じて資格取得処理を行ってください。</li> </ol>	12月21日
FAQ6	10	異動事由コードの「061:区間転入」、「062:区間転出」と 「063:区間異動」の違いについて、どのような時に「区間転 入、転出」を設定し、どのような時に「区間異動」を設定する ことを想定しているのかご教示ください。 例えば、各市町村や広域連合の運用で・・・との回答の場 合、「区間転入・転出」を設定した場合と、「区間異動」を設 定した場合の影響する事項(月報のみ?)も併せてご教示 ください。	月次報告等にも使用する予定はありませんので、区間転 入・区間転出の組合せまたは、区間異動を転入側、転出側 の区より送付していただくことで特に影響はありません。市 区町村によって異動事由の設定名称が異なる場合に選択 できるように2種類準備しております。	12月21日
FAQ6	20	住登外者の異動連携(日次、月次)についての質問です。 市で管理している住登外者のうち県外居住者のみのデータ を送付するのでしょうか。 それとも県内居住者についてもデータを送付する必要があ りますか。(特に年齢到達の場合など)	市区町村において、県内他市区町村の住民基本台帳に登録されている居住者につきましては、他の市区町村での資格取得対象者となりますので送付は不要と考えます。	12月21日
FAQ6	23	職権消除された住基情報を送付した対象者を、後日同じ市 町村から同じ個人番号で現存として住基情報を提出した場 合、標準システムでは再度現存として登録されるという認 識でよろしいか。個人番号を変なければならなかったり、異 動事由によって更新がされないということはないか。	お見込みの通りですが、該当者の資格を回復させる場合に は、「回復」の事由で送付してください。	12月21日
FAQ6	25	以下の場合被保険者番号はどのように付番されるのか。 1. A市から県外の施設へ転出(A市が管理する住所地特 例者)がA市へ再転入した場合 2. 県内B市から県外の施設へ転出(県内B市が管理する 住所地特例者)がA市へ再転入した場合 また、転入等の受付により被保険者証を即時発行する際、 被保険者番号を引き継ぐ場合、具体的にどのような処理で 番号を引き継ぐ(転入前の情報の取得)のか。	<ol> <li>1、同一の被保険者番号を付与します。</li> <li>2、同一の被保険者番号を付与します。</li> <li>住所地特例終了の届けを市区町村窓口に提出していただき、住所地特例解除により資格変更を行います。</li> <li>1.の方につきましては、同一市区町村における処理ですので市区町村でも操作可能ですが、2.に方につきましては別市区町村管理の方となりますので、広域連合の権限で処理を行う必要があります。</li> <li>詳細につきましては、仕様書第3.0版「別添5 住基異動に伴う処理方法の補足」をご確認ください。</li> </ol>	12月21日
FAQ6	26	障害認定者資格喪失について 現在75歳未満の老健有資格者(障害認定)で後期高齢に 現在75歳未満の老健有資格者(障害認定)で後期高齢に 移行する際、4月以降の保険(後期高齢かそれ以外)の選 択を被保険者に確認作業中です。もし後期高齢医療を選 択されなかった場合、標準システムで資格を喪失する必要 がありますが「被保険者修正」処理で「その他喪失」を選択 するという作業でよろしいか?「資格喪失」処理は個人異動 情報が無ければ処理できないようですが。(適用除外等は 不適切ですね?)	資格喪失画面で「その他喪失」を選択し、資格喪失すること で問題ありません。個人異動情報がない場合は警告をおこ ないますが、資格喪失処理は可能としております。	12月21日

FAC	Ç	質問内容	回答内容	回答日付
FAQ6	27	被保険者の転出の際に送信する住民基本台帳情報IFは、 転出時と転入通知受理時に2回送信しなければならないの か、または転入通知受理時に関しては、転出届の内容に相 違がなければ送信は不要となるのか確認したい。	2回送付してください。	12月21日
FAQ6	29	日次異動処理テストにおいて次のような事象に遭遇しました。 「異動事由:死亡」という異動情報が送信され、異動処理を行ったところ、被保険者台帳更新において「適用除外者です。」というエラーとなりました。 実際、異動情報の該当者は適用除外者ですが、この場合、 どういった対処をすればよいでしょうか。	対応の必要はありませんが、実際に適用除外該当者であ るか確認していただく場合も想定されます。	12月21日
FAQ6	31	住基履歴のないところに異動事由'転出取消'データが異 動データで連携された場合、エラーになりますか。(住基の セットアップデータの基準日時点で転出予定のためセット アップ時にデータを送らず、基準日以後に転出取り消しした 場合等)	エラーとはなりません。 75歳以上の方が異動してきた際に、被保険者情報が存在 しませんので異動確認リストを出力し、必要に応じオンライ ンより資格取得していただく運用となります。	12月21日
FAQ6	37	広域内異動者の紐付けについて、「広域市区町村間転出 者一覧」画面で、異動事由が転出または転入通知で、転出 先が広域内のデータを検索すると思うが、転出予定の段階 では、転出先が広域外となっていたが、実際には、広域内 市区町村へ転入した場合でも、「広域市区町村間転出者一 覧」で呼び出して紐付けできるのか。	転出予定地が広域外の場合は、資格喪失処理対象となり ます。 該当者につきましては、転出前の市区町村又は広域連合 へ連絡の上資格回復処理を行います。 その後「広域市区町村間転出異動者一覧」画面で被保険 者情報を検索し、広域内異動処理を行います。	12月20日
FAQ6	39	生活保護が廃止となり被保資格を取得する場合、適用除 外終了年月日を入力後、資格取得処理を忘れていた場 合、資格取得されないと思うが、そのような状態のデータが ないか、確認するには、どのようにすればよいですか。	被保険者情報整合性確認処理を実施してください。 本来資格取得されるべき対象者が資格取得されていない 場合に一覧表に出力します。	12月20日
FAQ6	40	住所地特例者が広域内へ戻ってくる場合、住登外の異動 データとして、異動事由:転出、転出先に広域内の住所が設 定されていれば、日次処理において資格喪失にならず、 「市区町村間転出者一覧」にも出てくるのか。	住登外者につきましては、日次処理において資格喪失処理 を行います。住所地特例解除処理を行う際に、資格喪失さ れている場合は、資格回復処理を行ったあとで、資格変更 画面にて住所地特例解除処理を行ってください。	12月20日
FAQ6	54	「資格異動者一覧」画面の保留者一覧画面には、広域市町 村内異動者が登録保留になっている場合にも表示される のでしょうか。また、「資格異動者一覧」画面で氏名カナ・性 別・生年月日ともに入力せずに検索することは可能です か。	お見込みの通りです。 資格異動者一覧画面は検索条件を入力しないで検索する ことが可能です。	12月10日
FAQ6	56	「資格異動者一覧」の「喪失者一覧」「その他の異動者一 覧」の表示について質問します。 1、資格喪失情報や資格変更情報の登録が行われた後は 表示されないですか。 2、異動データの送信を受ける前に窓口交付を行うため に、住基修正を行い資格変更情報の登録を行った場合に、 異動データ送信を受けた後には表示されないですか。	1. お見込みの通り表示されません。 2. 異動データの送信を受けた場合には、被保険者情報等 更新処理を実施するまでは表示されます。	12月10日
FAQ6	62	本来、資格取得すべきでない対象者(生活保護適用除外・ 住所地特例等)が資格取得したときに、資格喪失を行いま すが、この場合に、保険者適用期間の終了年月日を設定し ない場合、(資格喪失年月日及び事由のみ入力)入力した 場合としない場合とでは、システム上何か影響はあります か。	入力しなかった場合には市区町村へ送付する保険者番号 適用終了年月日が空白となります。	12月10日

#### 7.2 その他注意事項

日次異動情報送信時の注意事項、お願い事項です。 内容ご確認の上、対応をお願いします。

① 送信日時厳守でお願いします。

日次異動情報を送信していただくのは、各市町村での異動情報×日の「1日後の午前中」を予定しています。 遅れてしまいますと、取り込み前の事前チェックが出来ず、本番処理でエラーとなった場合には翌日以降の取り込み となってしまいます。

また、広域内の異動や、今後の「賦課」「収納」を考えた場合には各市町村の〆日を揃える必要性がありますので、 対応の程、宜しくお願いします

#### ② 送付時のデータ転送ツールの区分を間違えない様にお願いします。

日次異動情報を送付する際に、送付する「ファイル」と転送ツールの「送信区分」を間違えないようにお願いします。 間違ってしまいますと、送付されるファイル名とデータの内容が異なってしまい、不正な処理を行ってしまいます。

③ 日次と月次の順序性を間違えない様にお願いします。 履歴の順番に不整合が生じてしまいますので、間違えないように「日次」「月次」の順でお願いします。

#### ④ 原則、異動がない場合も0件ファイルを送付する様にお願いします。

異動がなかったのか、送付漏れなのかの判断がつきませんので、住基IFデータにおいては異動がない場合でも 「0件ファイル」の送付をお願いします。

\*なお、「0件ファイル」を作成できない場合、異動がなかったことを広域連合へ報告をお願いします。

#### ⑤ 特例処理の予定がある場合は、事前連絡をお願いします。

住所変更等大量の異動データが発生する場合は、広域連合側でも作業スケジュールの調整や事前準備等が 発生する場合もありますので、「1ヶ月」程前には事前連絡をお願いします。

#### 参考資料1. 広域内異動に伴う被保険者情報の引継ぎ手順

本手順書は、【広域内異動者一覧作成処理】を実施して出力される「後期高齢者医療広域内異 動者一覧」(以下、「広域内異動者一覧」と記載)を基に、標準システムオンライン画面から被保 険者情報の引継ぎを行う際の、「広域内異動者一覧」の見方を示す資料として作成しています。

また、手順の説明において、「広域連合電算処理システム 操作シミュレーションツール 操 作マニュアル」(以下、「操作マニュアル」と記載)を参考資料としております。操作の流れは「操 作マニュアル」項番にて進めていくものとします。

■「広域内異動者一覧」の説明

各市町村から提供される日々の異動データを基に、県内異動者を一覧出力した資料です。

■引継ぎ手順

「広域内異動者一覧」の出力パターンとして、以下の4点があります。

それぞれに対しての手順(対応)を示します。

- ※異動データに複数情報が存在する場合、「広域内異動者一覧」にも複数出力されます。
- (1) 市町村への転入
- ①「操作マニュアル」1-1-13 画面の"個人番号"欄に「広域内異動者一覧」に出力されている"個人番号"を入力し、"転入者検索"を押下します。
- ②「操作マニュアル」1-1-15 画面同様の操作をして、"該当者なし"とメッセージが出力 された場合は、転入前市町村から異動情報が未提供(到着遅れ)の可能性があります。
  - ・ 3月末までは、転入前市町村からのデータ提供後に処理を行う。
  - 4月以降は、転入者が被保険者証を持参してくることを想定しているため、
     "被保険者番号"をキーとし、"検索対象"欄から"被保険者情報"を選択し、
     "転出者検索"を押下します。

③以降の操作は、「操作マニュアル」通りに進めてください。

(2) 市町村からの転出

①転出情報に関しては、転出先市町村にて(1)をするため対応は不要です。

(3) 同じ情報が複数存在する転入

①市町村側で、複数ある異動情報の内どちらが正しいかを確認して頂き、不要な異動情報を「資格異動者一覧」画面より"保留削除"してください。

- ②その後の手順は、(1)と同じ手順です。
- (4) 同じ情報が複数存在する転出
- ①(2)と同様に、転出先市町村にて(3)を実施するため、市町村での対応は不要です。

## 3.3.5 広域内異動における各業務システムの関連(参考)

各業務サブシステムは、通常それぞれの機能別の処理を行っていくが、広域内での住民異動時 の処理に関しては、特にサブシステム間での関連性も高いため、参考までに提示する。(図中番号 に対する補足事項については、次頁を参照。)



図 3-2 広域内異動の流れ

- 被保険者にて転出届を提出。
- 転出前市区町村にて、異動情報(住民基本台帳情報)を作成し、送信。
- ②の情報より、住民基本台帳DBを更新し、個人異動情報を作成。
- 被保険者にて転入届を提出。
- 5 転入先市区町村にて、異動情報(住民基本台帳情報)を作成し、送信。
- ⑥ ⑤の情報より、住民基本台帳DBを更新し、個人異動情報を作成。
- ⑦ 転入先市区町村にて、個人異動情報等を参照し、被保険者の突合、名寄せを実施。※
- ⑧ ⑦を経て、被保険者情報 DB へ異動情報反映し、この際、所得情報や送付先情報なども システム内で引継ぎを行う。
- ⑨ 所得情報、世帯情報を参照し、負担区分再判定を行い、被保険者証発行情報を作成。
- ⑩ 被保険者証の発行を行い、被保険者へ交付する。
- ① 賦課対象情報を元に、更正対象者を抽出。
- ③ ⑫または既に登録されている保険料を元に、市区町村別徴収額(転出前後分)を計算し、
   保険料情報を作成。(端数処理含む)
- ④ ③を元に、転出前市区町村にて、期別保険料変更を実施、期割情報の作成及び納付書の 作成を実施。
- 13 ③を元に、転入先市区町村にて、保険料期割を実施し、期割情報の作成及び納付書の作成を実施。
- ⑥ ④、⑮の期割情報と賦課情報等により、期割情報チェックを実施。
- ① ⑯のチェック結果が問題なければ、期割情報の取り込みを実施。
- 18 納付書を元に、転出前市区町村にて、保険料清算を実施。
- 19 納付書を元に、転入先市区町村にて、保険料徴収を実施。
- 20 18、19の情報により、収納額反映を実施。
- ※ 名寄せについては、広域連合での実施も可。標準システムでの、名寄せ方法を以下に示す。

### 3.3.6 広域内異動者の被保険者証交付までの流れ



(1) ケース1 転出情報と転入情報が各市区町村から送付済の場合



(2) ケース2 転出情報のみが送付済(転入情報が未送付)の場合

(3) ケース3 転出・転入ともに未送付の場合



図 3-5 広域内異動時の名寄せ3

なお、上記の(2)(3)において、被保険者証出力後に転入・転出情報が異動データとして 送付されてきた場合で、既に画面から登録されている住基等のデータとの差異があった場合は、 一括処理での異動取込処理時に、変更された情報をもとに被保険者証が再発行される。 住所地特例や帰化などについては、同一人物であることを確認する必要があるため、広 域内異動と同様に名寄せを行い被保険者資格の引継ぎを行う。

#### 1. 住所地特例者処理方法



転出前に住所地特例になることが把握できた場合は、転出データ送信前に資格変更することも可能。この場合は、特に回復処理は必要ない。



住登外情報の送信前に、転入データが送信される場合は、その時点で資格変更処理が可能。

# 2. 帰化の場合の処理方法



#### 参考資料4. 住民異動反映後の処理について

「日次異動連携に伴う作業概要について」で記載したとおり、住民異動情報の反映から被保険 者情報の反映までには1日間空けております。これは各市町村において、異動対象となった住民 について、主に以下のような内容を確認していただくためです。

- ・ 他広域住所地特例者か?
- ・ 生活保護受給者か?
- ・ 病院などの施設に入所中か?
- その他、適用除外の対象ではないか?

<u>異動者については、原則としてオンラインでの確認を毎日行う必要</u>があります。異動確認の登録や保留については、標準システムのマニュアルをご参照願います。基本的な概念について以下に纏めます。

#### ■75歳到達者一覧

異動者の中で、75歳の年齢到達予定となる住民が一覧表示されます。

- ① 資格取得要否の確認が必要な場合は、登録保留にします。
- 住民の資格取得要否を確認し、適用除外となる場合は適用除外事由を画面入力します。
- 資格取得すべき被保険者であった場合は、保留解除をします。
- ② そのまま資格取得させてよい場合は、特に何もする必要はありません。

#### ■75歳到達転入者一覧

異動者の中で、既に被保険者資格取得しているであろう住民が一覧表示されます。

- ① 資格取得要否の確認が必要な場合は、登録保留にします。
- 住民の資格取得要否を確認し、適用除外となる場合は適用除外事由を画面入力します。
- 資格取得すべき被保険者であった場合は、保留解除をします。
- ② そのまま資格取得させてよい場合は、特に何もする必要はありません。

#### ■資格喪失者一覧

- 県外転出や死亡に伴って、資格喪失対象となるべき住民が一覧表示されます。
- 他広域住所地特例者となる場合は、参考資料3の手順で対応します。
- ② その他、資格喪失させたくない場合は、<u>登録保留</u>にします。
- ③ そのまま資格喪失させてよい場合は、特に何もする必要はありません。

■その他異動者一覧

- 同一市町村内の転居や個人項目修正を行った住民が一覧表示されます。
- ① 住民異動情報を被保険者台帳へ更新したく無い場合は、登録保留にします。
- ② そのまま住民異動情報を被保険者台帳へ反映してよい場合は、特に何もする必要はありません。

■保留者一覧

県内の異動者や、上記処理において登録保留にした住民が一覧表示されます。

① 異動を被保険者台帳へ反映する必要が無ければ、保留削除にします。